The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	日本書紀古訓「イロ」に関して : 兄弟姉妹の例を中心に
Author(s)	金, 紋敬
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 2008, 42, p. 43-58
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6475
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

日本書紀古訓「イロ」に関して

― 兄弟姉妹の例を中心に ―

金紋敬

一　はじめに

血縁関係を表す語の中に、同母関係を意味すると言われる「イロ」があるが、その例として『古事記』に音仮名表記の十例と訓字表記の一例がある。その具体的な例を次にあげておく。

神倭伊波礼毘古命（自レ伊下五字以レ音。）与其伊呂兄五瀬命（上伊呂二字以レ音。）二柱、坐二高千穂宮一而議云、…（記中巻・神武天皇）

次、山代之大箇木真若王、娶二同母弟伊理泥王之女、丹波能阿治佐波毘売一、生子、迦邇米雷王。（迦邇米三字以レ音。）（記中巻・開化天皇）

これらの例について犬飼隆（一九八九）[1]は、

まず、「伊呂」の表示は、すべて事件の記述中に位置する。…こうしてみると、「伊呂」は、すべて、同母の兄

弟姉妹の協同によって形成される権勢を明示・強調する機能をはたしている。とりわけ中・下巻の記述においては、皇位継承の指標として機能している。つまり、十ヵ所の「伊呂」は、接頭辞「いろ」の訓み添えのためではなく、同母関係の喚起を通して文脈の趣旨を明示する一種の注として用いられているのである。

次に「同母」の表示は「伊呂」と異なり、系譜中に位置する。…以上によれば、「伊呂」は同母の兄弟姉妹の協同関係をことさらに明示するとき、「同母」は通常の同母関係を示す必要があるとき、「庶」は通常の異母関係を示す必要があるとき、に表示されているということになる。

と述べている。つまり、「伊呂」という表記と「同母」という表記が『古事記』の中で異なる意味を持っているということである。

ところで、「イロ」は『日本書紀』に古訓の例が多く見られるが、『古事記』の場合とはその様子が少々異なる。もちろん『日本書紀』では「同母～」や「母～」という訓字表記と「イロ」という古訓があり、『古事記』と表記自体が異なっているので、両者を単純比較することは難しい。しかし、古訓「イロ」はその用例が圧倒的に多く検討してみる価値は十分あると思われる。本稿では、古訓「イロ」がどのような意味を表しており、古写本の中でどのような変化をしていくのかを考察することにし、「同母」や「母」の表記については別稿で述べることにする。

二　「イロ」が付される漢字表記

そこで、古訓「イロ」が兄弟姉妹を表す例[2]を七つの古写本を対象にして考察し[3]、得た結果をその漢字が同母か

異母かによって次のように分類してみた。[4]

同母の場合　…　同母兄・同母弟・同母妹／母弟／異父兄[5]／長・小[6]
異母の場合　…　異母兄・異母弟・庶兄・庶弟
同母か異母の場合　…　兄・姉・弟・妹

これによると、異母関係の場合を別にして、同母関係を表す訓字表記である「同母～」と「母～」に付された「イロ」はすべて同母関係を表すことが分かる。そして、それ以外の漢字に付された「イロ」は同母関係である場合と異母関係である場合、もしくは同母・異母関係が明らかではない場合がある。このことは「イロ」が確実に同母関係ではない場合でも付されており、「イロ」の同母関係という意味が各写本の段階ではかなり薄くなっているとも言える。まず、その代表的な用例を挙げる。用例①②は同母関係を明らかにする訓字表記の例である。用例③④は記事内容によって同母関係か異母関係かが判断できる例であり、そのうち用例③は同母関係、用例④は異母関係である。

①同母妹《オナシハラノイロメ（前）》《オナシハライロト（北四）》《オナシハラノイロト（右）》

時太子菟道稚郎子譲二位于大鷦鷯尊一、未二即帝位一。…乃進二同母妹八田皇女一曰、…（巻十一・仁徳即位前紀）

②母弟《ハラカラノイロト（北三）》

七年春二月丙寅朔丁卯、立二欝色謎命一為二皇后一。后生二二男一女一。第一曰二大彦命一、第二曰二稚日本根子彦大日日天皇一、第三曰二倭迹迹姫命一。一云、天皇母弟少彦男心命也。（巻四・孝元紀七年二月）

③弟《イロト（図・右）》《イロトノ（北）》

於レ是瑞歯別皇子知二太子不在一、尋之追詣。然太子疑二弟王之心一而不レ喚。（巻十二・履中即位前紀）

④兄《イロネノ（前）》《イロエ（北四・右）》

時太子菟道稚郎子譲二位于大鷦鷯尊一、未二即帝位一。…太子曰、我知レ不レ可レ奪二兄王之志一。（巻十一・仁徳即位前紀）

では、このような「イロ」の語義はいかなるもので、写本によってどのような変化が見られるかを検討する。漢字表記を写本別に分類をしてまとめたのが、次の〈表1〉である。

〈表1〉をみると、用例数の少ない岩崎本A・B・C点と道祥本・春瑜本を除けば明らかに同母関係であることが分かる「同母～」と「母～」や、記事内容を読まないと同母であるかどうかが不明な「兄」「弟」などが、すべての写本で共通に現れていることが分かる。つまり、この結果だけでは、「イロ」の意味が同母関係なのかどうか確定することは難しい。ただし、少なくとも用例①などのように「同母～」の語が二十五例もみられることから、「イロ」と同母関係との関連性は類推できるであろう。このことは調査対象の全体の写本の中で「同母～」という表記の用例十一例（異なり語数）の全用例が確認できることからも分かる。

一方、同じ同母関係を表す「母～」の場合は「イロ」の例は二例のみである。すなわち、「イロ」は同母関係を表す訓字表記（「同母～」と「母～」）の中では、「同母～」の例に集中して現れており、『日本書紀』の「同母～」と「母～」は同じ同母関係でも、実際表していることは異なる可能性が高い。

計	漢字表記 庶弟	庶兄	異母弟	異母兄	写本	計	漢字表記 小	長	異父兄	母弟	同母妹	同母弟	同母兄	写本
					岩A									岩A
					岩B									岩B
					前	1					1			前
					図	4					2	2		図
1				1	北一鎌	2					1	1		北一鎌
					北二鎌	1						1		北二鎌
					北一南									北一南
					北二南									北二南
					北三	9	1	1		1	2	3	1	北三
					道									道
					春									春
					岩C									岩C
					北四	1					1			北四
4	1	1	1	1	右	12			1	1	3	7		右
5	1	1	1	2	計	30	1	1	1	2	10	14	1	計

計	漢字表記 某辺	某弟	某姉	某兄	妹	弟	姉	兄	写本
2					2				岩A
2					2				岩B
7						4		3	前
19					4	10	1	4	図
4					1	2		1	北一鎌
									北二鎌
									北一南
									北二南
90	2	1	1		11	40	3	32	北三
1								1	道
1								1	春
2					2				岩C
9					3	4		2	北四
63	1		1	1	10	28	3	19	右
200	3	1	2	1	35	88	7	63	計

〈表1〉「イロ」の漢字表記の写本別内訳

α群　…「同母～」4例／「母～」2例（百済関連記事）
β群　…「同母～」7例／「母～」5例

森博達氏[7]の区分にあわせて考えると、β群では「同母～」と「母～」の両表記が用いられているが、α群では「百済関連記事」を除けば「同母～」のみが見られる。このことと「イロ」が「同母～」に集中的に見えることと共に捉えると、「イロ」が単純に同母関係のみを表す語彙ではなかった可能性が浮上する。ただし、紙幅の関係上、その詳しい検討は別稿に委ねることにする。

また、〈表1〉をみると、全体的には写本の時代が下れば下るほど、「イロ」が付される漢字表記の種類が多くなる[8]。例えば、次のような例が一例ずつではあるが、北野本第三種で見られるようになる。

⑤長《イロネヲ（北三）》／小《イロトヲ（北三）》
長曰二神前皇女一、…小曰二馬来田皇女一。（巻十七・継体紀元年三月）

それから、北野本第四種はその用例数と漢字表記の種類が逆に減ったようにも見えるが、巻三・六・十一のみが残っていることを考えると、全体の傾向が崩れるわけではない。そして、異母関係を表す漢字表記は北野本第一種鎌倉期点にも見えるが、もっとも書写時期が下る兼右本では用例が増えるだけではなく、以下の用例⑦のように、異父兄弟の例も見られるようになる。厳密にいうと、異父兄弟は同母関係ともいえるが、元々は父親が異なることを表すものであり、母親が同じであるかどうかが問題となる同母関係や異母関係とは異質なものである。「イロ」はお

そらく同母か異母かにおける同母関係を表すのが本来の目的であると思われるので、ここではこの用例は他の用例とは別に扱うことにする。異父兄弟の例は、訓が逐一に付されている北野本第三種では見られず、兼右本にのみ見られる。また、「異母～」「庶～」のような明らかに異母関係の場合でも「イロ」が付されるのは、「イロ」が同母関係を表すということが分からなくなっていたことの現れであろう。

⑥異母兄《ハラコトイロネ（北一鎌・右）》

僕之異母兄麻呂、伺三皇太子遊二於海浜一、而将レ害之。（巻二十五・孝徳紀大化五年三月）

⑦異父兄《コトイロネ（右）》

是時吉備稚媛、磐城皇子異父兄兄君、城丘前来目闕レ名、随二星川皇子一而被二燔殺一焉。（巻十五・清寧即位前紀）

以上、日本書紀古訓「イロ」が付される兄弟姉妹関係を表す漢字表記について検討した。その結果、「イロ」は同母関係を表す「同母～」には必ず付されることが確認できた。このことから、「同母～」と「母～」は同じ同母関係でも違いがあると思われ、区分論の面からの差もある。それから、「イロ」が表す語彙の種類が全体的に写本の時代が下れば下るほど多様になり、また兼右本になると異母兄弟のみならず異父兄弟にまで「イロ」が付される。おそらく「イロ」に同母の意味がそのまま残ってはいないであろう。

三　記事内容の検討

「イロ」が付される語が同母兄弟か異母兄弟かを判断し、写本別に分類し、次の〈表2〉にまとめた。ここでの「兄

弟」の項目は一般的な兄弟関係をいうが、国同士の友好関係も含める。以下、本稿ではこのような例を「兄弟」と呼ぶことにする。

写本	同母	異母	「不明」	「兄弟」	人名	計
岩A			1	1		2
岩B			1	1		2
前	2	5	1			8
図	17	1	5			23
北一鎌	3	2	2			7
北二鎌	1					1
北一南						
北二南						
北三	30	7	40	4	18	99
道		1				1
春	1					1
岩C			2			2
北四	4	4	2			10
右	33	15	17	10	4	79
計	92	34	71	16	22	235

〈表2〉「イロ」が付される語の同母・異母関係

〈表2〉によると、まず書写年代の最も古い岩崎本A・B点の四例は（異なり語数二例）、同母か異母か不明な場合が一例、「兄弟」の場合が一例であり、いずれも同母関係が明確な例ではない。その具体的な例を次にあげておく。用例⑧は新羅の風習を説明している記事の中で同母兄弟か異母兄弟かの判断の要らない「兄弟」の意味に当る語である。そして、用例は省略するが、もう一つの例はその同母関係が確認できない例に「イロ」が付されている。これらの例をみると、平安時代の写本である岩崎本（A・B点）の段階で「イロ」の意味が同母関係であるという意識はほぼ薄いといえよう。

⑧妹《イロト（岩A・B・右）》

凡百済・新羅風俗、有二死亡者一、雖二父母・兄弟・夫婦・姉妹一、永不二自看一。以レ此而観、無レ慈之甚、豈別二禽獣一。（巻二十四・皇極紀元年五月）

ところが、比較的に古い写本の中で他の写本に比べて、前田本では異母兄弟の例が同母兄弟の例より多く見られる。その異母関係を表す五例のうち、四例が次のような例で、太子の譲位の記事に見られる。

⑨弟《イロト（前・北四・右）》

時太子菟道稚郎子譲二位于大鷦鷯尊一、未二即帝位一。…仍諮二大鷦鷯尊一、…今我也弟之、且文献不レ足。（巻十一・仁徳紀即位前紀）

太子と後の仁徳天皇との関係であるので、異母兄弟であることは明白であるが、それにも関わらず「イロ」が付されているのは、通常前田本と訓法が近いといわれている図書寮本の傾向とは異なる。このことは石塚（一九八四）[9]で次のように述べられていることとも関連性があると思われる。

図書寮本と前田本とが極めて近い間柄にあることは夙に知られてをり、中には「図書寮本の訓が前田家本を全くそのまゝに受継いだものである」とする指摘もなされてゐるが、両本が共に存する巻第十四と巻第十七とを徹底比較して両本の相互関係を見てみると、特に訓点の相違には一定の傾向が有り、声点の質量共に異り、右の指摘の如きものではない。…図書寮本と前田本との訓点は近い間柄にあるが、図書寮本が前田本を全く其のままに受継いだものではない。前田本の訓点には、図書寮本には無い新しい仮名字体群・線点鈎点のヲコト点・辞書的註記等が存し、図書寮本に無い要素が加つてゐる（但し前田本の訓点は図書寮本の訓点より古い要素を有つ）。

ただし、「イロ」に関しては前田本と図書寮本が共通する箇所は一例のみであり、ただちに、両本の関係を述べることは難しい。共通する一例を参考までに次にあげる。

⑩兄《イ（前・図・右）》

元年春三月庚戌朔壬子、立二草香幡梭姫皇女一為二皇后一。更名橘姫。…皇后避レ床而対曰、此玉縵者昔妾兄大草香皇子奉二穴穂天皇勅一、…（巻十四・雄略紀十四年四月）

また、北野本第三種と兼右本は、書写年代が古い写本に比べて「不明」の例や「兄弟」、人名の例がかなり多いが、これは両写本とも他の写本とは異なって逐一に訓を施しており、同母か異母かがはっきりしない例が多くなっているためである。ただし、北野本第三種では「不明」の例と人名（「某兄」「兄媛」などの例を指す）の例が多く見られるのに対して、兼右本で「不明」と「兄弟」の例が多いなど、実際「イロ」が付される例に若干差は見える。『日本書紀』の文献の性格上、「イロ」は主に皇族の家族関係を述べる記事に多く付しているとみられるが、逐一に訓を付した結果、地方勢力及び反抗勢力などのような「不明」の場合や、国同士の友好関係（以下の〈表3〉の「豪族」のことを指す）などの「兄弟」の場合にも多く用いられるようになり、その同母関係が不明な例も多くなったわけである。

では、最後に「イロ」が付される記事内容について確認する。「イロ」が付されている語が表している人がどのような人物であるかをその身分によって分類しまとめたのが、次の〈表3〉である。「皇族」には天皇・妃・皇子・皇女等を含め、「豪族」には皇族ではない臣下の階級の人と反抗勢力を入れた。また、「その他」には朝鮮関連記事

写本	皇族	「豪族」	その他	計
岩A		1	1	2
岩B		1	1	2
前	7	1		8
図	21	2		23
北一鎌	5	2		7
北二鎌	1			1
北一南				
北二南				
北三	60	35	4	99
道	1			1
春	1			1
岩C		2		2
北四	8	2		10
右	59	9	11	79
計	163	55	17	235

〈表3〉「イロ」が付される語が表す人物の身分(10)

や法令等で友好関係・親族関係を表す語と人名などを指す。

〈表3〉によると、前田本の場合、ほとんどが皇族の例である。これらの例は他の写本に比べて異母兄弟の例の割合が高いのであるが、その多くが前掲した用例⑨のような太子譲位の例である。(11) この記事の場合、太子と大鷦鷯尊の関係は異母兄弟にも関わらず、それぞれ「イロ」が付されているが、それはおそらく「イロ」が同母関係か異母関係かは分からなくなっても、皇族を表す語に付されるという性質はまだ残っているからであろう。そのため、異母兄弟の例でも「イロ」が用いられた例が集中しているとみられる。

前述した通り、「イロ」の全体の用例の約七割が皇族関連用例に付された例であるが、このような傾向は全体の写本にわたって共通している。しかし、これらの写本の中で北野本第三種は全体の流れとは大きく外れる例が多く見られる。その中でも特に次のような「豪族」の例がかなり多く確認できる。

⑪弟夷守《イロヒナモリ（北三）》

乃遣二兄夷守・弟夷守二人一令レ覩。（巻七・景行紀十八年三月）

このような例は北野本第三種の中でも訓が逐一に付されている「巻四・五・七・八・九・十・十二・十三」に集

中しており、付訓態度と密接な関係があると思われる。つまり、その語彙が皇族と関連がなくても全体的に訓を付しているので、用例⑪のような例が多くなるのは至当である。また、同じ理由で人名の例も多く見られるが、用例は省略する。

これらのことを考えると、「イロ」が皇族に主に付されることが予想されるが、おそらく「イロ」の語義であると思われる同母関係の有無が皇族にとって重要な問題であったことと関連があると思われる。前節で「イロ」はその同母関係という意味が殆どなくなっていると述べたが、実は『日本書紀』訓読の中では形骸化して「イロ」が使い続けられたと思われる。そのことは最初にあげた用例①のような例をみると、はっきりと現れている。「同母～」という表記に必ず「～イロ～」という訓が付されることは「同母～」という語彙の訓には「イロ～」が用いられるべきという訓の形態だけが全体の写本にわたって伝えられたことを示すものであろう。ところが、その意味が「イロ～」だけでは表せないと思われ、「（オナシ）ハラ（ノ）～」のような余分な修飾語も共に付されるようになっているのであるが、論証が必要であり、この点については別稿で論ずる。本稿では古訓「イロ」は同母の意味を表すことで、皇族の系譜上、必要と判断された箇所に優先的に用いられた訓であることについて述べるに留める。

四　おわりに

以上、「イロ」が日本書紀古訓ではどのような意味に用いられ、写本によってはどのような違いがあるかについて考察を行った。古訓「イロ」が付される漢字を調べた結果、古訓「イロ」は同母兄弟のみならず、異母兄弟の両方に付されており、そのような傾向は調査した写本の時代順に多様化していくことが分かった。また、同母関係の

場合は、「同母～」いう表記があるがこれはおそらく『日本書紀』の中では区別された可能性があり、その中で「同母～」にはほとんど「イロ～」という訓が用いられる。このことからも、おそらく「イロ」の本来の意味は同母関係であると推測される。

それから、古訓「イロ」が同母関係であるか、異母関係であるかによって写本別にみると、同母関係の例がより多く、これもまた時代が下るにつれて異母関係の例が増えて来る。このようなことは、主に北野本第三種と兼右本に多いことが分かるが、北野本第三種は前に述べたように逐一に訓が付される巻があり、兼右本も同様の箇所が多いことと関連する。そして、その記事内容を身分によって確認したところ、「イロ～」が付された用例のほぼ七割程度が皇族の例であることから、「イロ」とは同母関係であることが重要な皇族の親族関係を表すのが、もともとの目的であったと思われる。そのことは前田本等で、異母関係であるにも関わらず、「イロ」が多く付される例との関連性からも推察できるように、「イロ」の同母の意味が薄れても皇族の兄弟関係を表す語に付される訓として「イロ」が使い続けられたものであると考えられる。それから、時代が流れるにしたがってそのような意識は弱まっても、形骸化してその姿を残しているのであろう。

注

（1）犬飼　隆（一九八九）「古事記の接頭辞「いろ」について」『古事記年報』三十二、一二八～一三二頁

（2）「イロ」が母親を表す「イロハ」の例については別稿で述べる。

（3）調査した『日本書紀』の古写本とその残存巻は次に示した通りである。大体の時代順に示すが、写本によっては複数の時代のものが混じっているものがある場合は写本別に示す。また、北野本の細部時代区分は石塚晴通（一九九五）「北

野本日本書紀の訓點」（『築島裕博士古稀記念国語学論集』汲古書院、四五一～四六三頁）による。

岩崎本―巻二十二　二十四（A点（平安中期末点）・B点（院政期点）・C点（室町時代宝徳三年及び文明六年点））

前田本―巻十一　十四　十七　二十（院政期点）

図書寮本―巻十二～十七　二一～二十四（永治二年頃点）

北野本―第一種　巻二十二　二十三　二十四　／　二十五　二十六　二十七

第二種　巻二十八　二十九　三十

（鎌倉初期点と南北朝期点との二層）

第三種　巻一（無点）　四　五　七　八　九　十　十二　十三　十五　／　十七　十八　十九　二十　二十一

（南北朝期点のみ）

第四種　巻三　六　十一（兼永点のみ）

第五種　巻十六（無点）

道祥本―巻十七（応永三十四年点）

春瑜本―巻三（応永三十四年点）

兼右本―巻三～三十（天文九年点）

（4）本稿では「イロ」が兄弟の意味を指す場合のみについて考察するので、「夫人（イロエ）」のような例を除く。また、「某兄」「某姉」「某弟」「某辺」「兄媛」「弟媛」などのように人名に用いられる場合は同母か異母かの分類では除く。ただし、〈表1〉では、「兄媛」の例は「兄」の項目に、「弟媛」の例は「弟」の項目に含む。

（5）「異父兄」は父が異なることを表し、結果的には同母関係の例になるが、本来同母関係を表すものではない。兼右本の一例のみである。

（6）それぞれ一例ずつ見え、本来同母関係を表すものであるかどうかは明らかではない。

（7）森　博達（一九九一）『古代の音韻と日本書紀の成立』大修館書店

森　博達（一九九九）『日本書紀の謎を解く』中公新書

α群（中国人による巻）…巻十四～二十一・二十四～二十七

β群（日本人による巻）…巻一～十三・二十二～二十三・二十八～二十九

（8）岩崎本A・B・C点や道祥本・春瑜本は用例の数が少ないので、全体の傾向は分からない。北野本第一種・第二種南北朝期点の例が一例もないのは、北野本第一種・第二種南北朝期点の写本には元々古訓があまり付されていない巻である上に、鎌倉点と南北朝点が混じっていることと関連があると思われる。

（9）石塚晴通（一九八四）『圖書寮本　日本書紀　研究篇』汲古書院

（10）「某兄」「兄媛」などのような人名に「イロ」が付される例も含む。また、「母」「夫人」の例は除く。

（11）「異母」の例が多く見られる前田本・北野本第四種で異母の例が多く見られるのは仁徳紀の太子譲位の例に集中している。兼右本では仁徳紀の例や皇子殺害の例が多い。

（大学院博士後期課程学生）

요약

일본서기 고훈 (古訓) 「イロ」에 관하여
——형제・자매 용례를 중심으로——

김 문경

본고에서는 일본서기 고사본(이와사키 본 A, B, C점・마에다 본・즈쇼료 본・기타노 본 제 1종～4종・도쇼 본・슌유 본・가네미기 본)을 대상으로 일본서기 고훈 (古訓) 「イロ」가 형제 관계를 나타내는 경우 어떠한 의미로 사용되며, 또한 사본에 따라서 어떠한 차이가 있는지에 대해 검토했다. 고찰 방법으로는「イロ」가 사용되는 한자 표기를 사본 별로 정리하고, 그 용례들이 동복 형제인가 이복 형제인가를 분류했다. 그 결과 고훈「イロ」가 사용되는 한자 표기는 조사 대상 사본의 전사 시기가 늦어질수록 다양해지며, 동복 형제뿐만이 아니라, 이복 형제의 경우에도 사용됨을 확인했다. 이 것은 기타노 본 제 3종의 경우 권에 따라서는 훈을 거의 하나하나 다 달고 있는 점, 그리고 가네미기 본 또한 비슷한 양상을 띠는 점과 관련이 있는 것으로 생각된다. 다만 「イロ」가 동복 형제를 나타내는 한자 표기 중에서도 「同母」라는 표기에는 대부분 사용되는 점 등으로 유추해 「イロ」의 원래 뜻은 동복 관계를 나타내는 걸로 보인다.

그리고, 각 용례들이 나타내는 신분을 각 사본 별로 정리해 고찰했다.「イロ」가 표기된 용례의 약 70 퍼센트 정도는 황족의 예였는데, 이는「イロ」는 동복 관계의 유무가 중요시되는 황족의 친족 관계를 나타내는 것이 원래 목적이었기 때문으로 추측된다. 이 점은 마에다 본 등에서 이복 관계임에도 불구하고「イロ」가 주로 표기되었던 예 들과 관련해 생각해 보면,「イロ」가 그 본래의 동복 형제라는 의미가 엷어져도 황족의 친족 관계를 나타내는 훈으로써 계속 사용되고, 점점 시대가 흘러 그러한 의식이 불분명해져도 그 형식만은 사본상에서는 계속 존재해 온 것으로 생각된다.

キーワード：日本書紀古訓, イロ, 兄弟関係, 同母, 皇族